

# 平成26年度「海と船の企画展」 支援事業公募のご案内

公益財団法人 日本海事科学振興財団（船の科学館・海と船の博物館ネットワーク）では日本財団の助成を受け、「海洋」に関する国民の理解増進を達成するため、全国の博物館等社会教育施設で開催される「海と船の企画展」を支援しています。

つきましては、平成26年度「海と船の企画展」支援事業の公募を、下記のとおり実施することとなりましたので、ご案内申し上げます。

## 記

### 1. 「海と船の企画展」とは

四方を海に囲まれた日本は、古来、海（「海洋」）を利用し、海洋国として発展してきました。近年、人々の生活と海との関わりに注目が集まり、国内外で海洋の重要性が再認識される状況にあります。しかし、我が国では、国民一般においてそれが広く認識・理解されているとはいえない状況です。

その状況を打開し、「海洋」に関する国民の理解増進を達成するための社会教育的分野からのアプローチとして、全国の博物館・水族館・図書館等の社会教育施設（以下「博物館等社会教育施設」という。）で開催される「海洋」に関するテーマをもった企画展・特別展及びそれに付帯する各種普及事業を「海と船の企画展」といいます。

テーマは、人々の営みのあらゆる側面に関わる海、つまり、科学技術、歴史、環境、経済から芸術、文化に至るまでのさまざまな分野が対象となります。

### 2. 対象となる機関・団体

国、地方公共団体、独立行政法人、財団法人（※）、社団法人（※）、学校法人、宗教法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、会社組織、任意団体などで、公益事業を行う機関・団体であり、かつ、

① 博物館等社会教育施設を運営する者  
（上記の場合は、博物館名及び代表者名で申請する。）

② 博物館等社会教育施設と連携して事業を行う者  
とする。

※ 財団法人、社団法人とは、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、特例民法法人（従来の民法により設立された公益法人）を指す。

### 3. 選考

「海洋」に通じるテーマをもった企画展・特別展等であることを前提として、以下の事項に基づき総合的に選考します。

- 「海洋」に関する国民の理解増進に有効性が見出せるもの
- 「海洋」に関する博物館連携や地域連携などネットワーク構築に寄与するもの
- 社会的インパクトが大きい、また、広く「海洋」の重要性を周知する工夫がなされているもの
- 目標が明確であり、目標を実現するための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるもの

#### 4. 支援率

支援率は、開催に要する支援の対象となる経費総額に対する80%以内とします。

#### 5. 対象となる経費（支援対象経費）

対象となる経費は、当該事業の実施に必要な直接経費とします。

#### 6. 対象となる企画展・特別展の事業期間と会期

原則、平成26年4月1日以降に開始し、平成27年3月31日までに終了することとします。

#### 7. 申請手続き

STEP 1. 【申請の準備】 申請書式のダウンロード

STEP 2. 【申請書の記入】 機関・団体名、代表者名、公印を押印

STEP 3. 【申請書の郵送】 平成25年10月31日（木）必着

**申請受付期間：平成25年10月1日（火）から  
平成25年10月31日（木）まで《必着》**

#### 8. 採択の通知

平成26年3月中旬から下旬までに文書をもって、選考の結果をお知らせします。それ以前のお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

#### 9. 実施の条件及び留意事項

支援対象事業を実施する際には、条件や留意事項があります。条件や留意事項の詳細につきましては、関係書類・書式を必ずご参照ください。

##### 【関係書類・書式の閲覧、ダウンロード先】

「船の科学館」ホームページ内

「海と船の企画展」

<http://www.funokagakukan.or.jp/s-smuseumnet/>

##### 【関係書類・書式】

- ・「海と船の企画展」支援実施要領
- ・平成26年度「海と船の企画展」支援申請ガイド
- ・「海と船の企画展」支援申請に関する質問（Q&A）
- ・「海と船の企画展」支援申請書
- ・平成26年度「海と船の企画展」支援実施ガイドブック
- ・その他の各種書式

## 10. 申請先（問い合わせ先）

公益財団法人 日本海事科学振興財団  
船の科学館・海と船の博物館ネットワーク（船の科学館学芸部学芸課内）  
〒135-8587 東京都品川区東八潮3番1号  
TEL：03-5500-1116（直通）  
FAX：03-5500-1190  
担当：山田、齋藤

支援に関する相談や申請の受付は、全て当財団の職員が直接対応しておりますので、第三者が仲介することは一切ありません。

特に「関係者」を名乗る者については、ご注意ください。

以上